

**建設業の時間外労働上限規制が令和6年4月1日から適用されます。**

法定労働時間(1日8時間及び1週40時間)、法定休日(毎週少なくとも1日)を超えて労働させるには、時間外休日労働(いわゆる「36協定」)の締結・届出が必要です。(様式第9号の4)

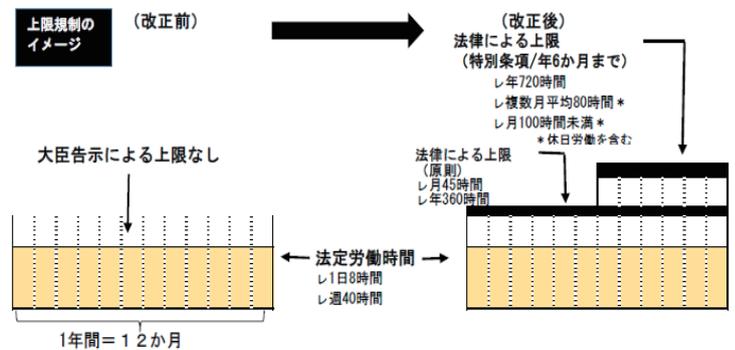
**1、建設業の時間外労働上限規制が令和6年4月1日から適用されます。**

平成31年4月1日から、時間外労働の上限規制が一部の業種を除き適用されています。

建設業については、現在、36協定で定める時間外労働の上限規定(労働基準法第36条第3項から5項まで及び6項(2号及び3号に限る))は、適用猶予とされておりますが、**令和6年4月1日以降は、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の上限を超える時間外労働、休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
  - ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- なお、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。



ただし、災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内の規制は適用されません。

⇒ 令和6年に向けて、今のうちから、「労働時間の適正把握」、「週休2日制の導入」、「適正な工期設定の推進」などに取り組みましょう。

**2、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して医師による面接指導を実施しましょう。**

面接指導等の対象となる労働者は、①時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていること②本人から申し出ていることです。また、上記以外の労働者で、事業場で定めた基準に該当する労働者にも、上記に準じて実施するように努力しましょう。

**今年も、STOP！ 熱中症に取り組んでいます 熱中症に気を付けましょう！**

**STOP！ 熱中症** 令和3年5月～9月

**クールワークキャンペーン**

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！